

子ども家庭庁提示

岸田政権が掲げる少子化対策に盛り込まれた児童手当や育児休業給付の拡充などの財源について、子ども家庭庁は9日、医療保険料とあわせて徴収する制度案を有識者会議の初会合で示した。年末までに具体化し、来年の通常国会に関連法案を提出する。

この日の会議は経済界や労働界、医療保険の専門家らも出席。財源の一つ「支援金(仮称)」に関して、同庁が制度案を説明した。

子ども家庭庁は支援金の徴収方法について、これまで「社会保険の活用」としてきたが、初めて医療保険の仕組みを使う考えを明示。健康保険や国民健康保険など各医療保険者が支援金の徴収や国への納付を担う案を説明した。医療保険が働き手から75歳以上の後期高齢者まで幅広い世代が支払う点を踏まえた。拠出額は過度な負担とならないよう「負担能力に応じた仕組み」とするとした。

支援金の使い道は、あらかじめ限定する考えも示した。「0〜2歳の支援策にまでする」とした上で、所得制限の撤廃など児童手当の拡充のほか、妊産婦に10万円相当を支給する制度▽育児休業給付の引き上げなど「共働き・子育て」支援▽保護者の就労要件を問わずに保育所などを利用できる「子ども誰でも通園制度(仮称)」などを例示した。

同庁は支援金を導入しても「子育て世帯にとっては給付が拠出を大きく上回る」と強調。「子育て世帯以外の方にとっては新たな拠出となる」とし、「子育て世帯への所得の再分配と捉える視点が重要」と理解を求めた。

政府は、来年度から3年間で集中的に実施する「加速化プラン」の事業費を年3・5兆円規模と算定。財源は①社会保障の歳出改革②既定予算の活用③支援金の3本柱で賅う考えで、それぞれ1兆円規模を見込む。

新たな制度の運用開始について、政府は最速で2026年度を視野に入れる。だが、岸田文雄首相が所得減税などを打ち出すなか、新制度を使った負担増への警戒感が与党内に根強く、調整が難航する恐れもある。(高橋健次郎)

少子化対策の財源 医療保険料に上乘せ徴収案